

第4回 消費生活用製品の安全確保に向けた検討会 議事要旨

開催日時：令和5年4月27日（木） 10:00～12:00

開催場所：経済産業省本館17階第1特別会議室、及びWEB会議

<出席者>（敬称略、順不同）

・委員

三上 喜貴	開志専門職大学副学長（座長）
依田 高典	京都大学大学院経済学研究科教授
大橋 弘	東京大学大学院経済学研究科教授
カライスコス アントニオス	京都大学大学院法学研究科准教授
釘宮 悦子	消費生活アドバイザー
西田 佳史	東京工業大学工学院教授
早川 吉尚	立教大学法学部教授
正木 義久	一般社団法人日本経済団体連合会ソーシャル・コミュニケーション本部長
増田 悦子	公益社団法人全国消費生活相談員協会理事長
森 亮二	英知法律事務所 弁護士
山内 洋嗣	森・濱田松本法律事務所 弁護士
鷺田 祐一	一橋大学商学部教授

・オブザーバー

アマゾンジャパン合同会社
楽天グループ株式会社
ヤフー株式会社
株式会社メルカリ
一般社団法人日本玩具協会
ベビーカー安全協議会
一般社団法人大手家電流通協会
一般財団法人家電製品協会

一般社団法人日本ガス石油機器工業会

一般財団法人製品安全協会

日本チェーンストア協会

全国中小企業団体中央会

・関係省庁

消費者庁 消費者安全課、消費者政策課

経済産業省 情報経済課、生活製品課

独立行政法人製品評価技術基盤機構 製品安全センター

・事務局

経済産業省 産業保安グループ 製品安全課

<配布資料>

資料1 議事次第

資料2 委員名簿

資料3 消費生活用製品の安全確保に向けた論点と対応（ネット販売関係）

議題

(1) ネット販売関係の論点と対応

(2) その他

開会

田中課長： ・ただいまから消費生活用製品の安全確保に向けた検討会第4回会合を開催させていただきます。事務局の製品安全課・田中でございます。よろしく申し上げます。委員の皆様方におかれましては、御多忙のところ御出席いただきまして誠にありがとうございます。本日はT e a m s によるオンライン会議とさせていただいております。また、本日の会議はY o u T u b e によるライブ配信も行っております。オンライン会議におけるお願い

でございますけれども、発言される方はマイクとカメラをオンにしていた
だけだと思います。それ以外、発言されない方につきましては、マイク
とカメラはオフという形でお願いできればと思います。よろしくお願いい
たします。それでは、議事進行につきましては、座長の三上先生にお願
いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

三上委員長： ・座長の三上でございます。それでは、まず事務局より参加者及び資料の
確認をお願いいたします。

田中課長： ・本日、まだ入っていない先生もおられますけれども、予定では全員出席
ということになっております。また、一部、途中退席される委員の先生も
おられます。配付資料につきましては、事務局から昨日の夕方ですけれど
も、メールで委員の先生及びオブザーバーの方にもPDFの資料をお送り
させていただいておりますので、御参照いただければと思います。また、
画面にも同じものを共有という形で表示いたしますので、こちらも併せて
御覧いただければと思います。もし動作の不具合とか不明な点がございま
したら、チャット機能を使っていただいて事務局に連絡いただければと思
っております。よろしくお願いいたします。

三上委員長： ・ありがとうございます。それでは、議事に入りたいと思います。本
日はネット販売関係の論点を議論いただきます。まず、事務局より論点と対
応について御説明をお願いいたします。

議事

田中課長： ・では、こちらの資料で説明をしたいと思います。
・2ページ目でございます。第1回の検討会の資料からそのまま移してお
りますけれども、今回の検討会の論点を整理させていただいた紙でござい
ます。この検討会の論点という意味では、上のネット販売に関する課題と
下の子供用製品の課題、大きく2つあるところでございますけれども、本
日の第4回検討会では、上側のネット販売製品の課題の対応について御議
論いただきたいと考えております。
・3ページからでございますけれども、これまでの議論の振り返りを行い

たいと思います。第1回の検討会は1月に開催しておりますけれども、そこから少し時間がたっております。また、その後、関係する事業者の方へのヒアリングも行っておりますので、その辺りの議論の経緯についても簡単に振り返りの意味で御紹介させていただければと思います。

4ページでございます。まず、第1回の検討会は1月17日に開催しておりますけれども、こちらの中で質問が幾つかございました。時間の関係上、お答えできなかったところもございますので、こちらのスライドでその回答を紹介させていただいております。

- ・いろいろな事故の報告がどのぐらいの割合なのかとか、どのぐらい海外の方の住所、電話番号を確認されているのかといったような御質問もございましたけれども、把握が難しいところもあるというようなお答えでございます。

- ・また、海外との連携というようなところについても御質問がございましたけれども、下のところに書いております。製品安全の取組という意味では、消費者政策という観点で非常に国際連携は歴史がございます。特にOECDの消費者政策委員会というものがございまして、ここで50年の歴史があるということでございまして、非常に長い歴史がございます。それに加えて、個別なのですけれども、アジアの諸国ともいろいろな情報交換を定期的に行っているところでございます。

- ・あと、一番下の事故報告の中で輸入事業者が特定できるケースということなのですけれども、報告がされているという意味では、特定できているケースが報告されているということでございまして、逆に海外からの直接販売で報告されているものはなかなかないというところかなと考えております。

- ・5ページでございます。第1回の検討会、1月17日の会議の主な御意見というところでございまして、いろいろな御意見をいただいておりますけれども、下の表でまとめさせていただいております。

- ・上の青い四角に書いておりますけれども、例えばということでは、事後規制に関する論点につきましては、事故報告がされていないといった点については問題なので改善すべきではないかといった御意見とか、

海外事業者にきちんと法執行できるような仕組みを考えるべきではないか、また、エンフォースについても考えるべきではないかといった御意見をいただいたところでございます。

・ 2. 違反对策・事前規制につきましては、こちらに書いているような届出事業者を公表してほしいといったような御意見もいただいておりますし、全体的な意見といたしまして、プラットフォーマーの方との協力が非常に大事ではないかといった御意見をいただいたところでございます。

・ 6 ページでございます。第 2 回検討会は 2 月 8 日に行っておりますけれども、ネットモールの 3 社に対するヒアリングの議事概要でございます。この会議自体は非公開で行っておりますけれども、概要については参加していただいた方の御了解をいただいた上で、一番下のところに URL も貼っておりますが、既にホームページで公表しているところでございます。

・ 公表している概要を表の形で整理したものがこちらのスライドという形になります。大きく 3 点あるのですが、2 番目の点でいいますと、事故報告の関係で、製品事故の把握をネットモール各社さんほどのぐらい行っているのですかといった御質問がございました。それについては、会社によってはほとんど情報がないというような御回答もございましたし、情報がないことはないのだけれども、情報の確度が非常に低い、いろいろな情報が雑多に入っている中で、製品の事故かどうかというのは判断が難しいといった御回答をいただいたところでございます。

・ 3. 国内代表者の設置というところにつきましては、会社法で規定があるところでございますけれども、この辺り、確認を出店の際に行っているのかといったような御質問もございました。これにつきましては、そこまでの確認はできていないけれども、日本語対応可能な方を置いてもらうルールにしていますといったような御回答とか、また、実存性を担保できる制度にしないと、形式的に代表者がいても実態上は意味がないのではないかとといった御意見もいただいたところでございます。

・ 7 ページ以降は、本日の議論の論点と課題への対応策について整理したものでございます。

・ 8 ページでございます。第 1 回の検討会のときに重大製品事故の推移に

については出させていただいておりますけれども、その後、3月に産業構造審議会の製品安全小委員会を開催しております、そこで2022年のデータを公開しております。そのため、このグラフでも情報をアップデートして、2022年までのデータに差し替えております。

・この10年を見ていただきますと、前半は減少傾向にあるのですけれども、後半は減っていないというところが傾向として分かるかなと考えております。

・9ページでございますけれども、重大製品事故の全体の中でインターネット販売されていたものと判明したものの割合を棒グラフと折れ線グラフで表しているものでございます。これも2022年のデータを加えまして、第1回の資料を更新させていただいております。

・見ていただくと分かりますけれども、2022年は2割ぐらいになっておりまして、棒グラフで見ると右肩上がりという形になっております。もちろん、ネット販売製品自体の割合が増えているというのも背景にあるかとは思いますが、傾向としてネット販売製品の事故の割合が増えていると言えるかなと思っております。

・10ページも資料の更新をしております。ネット販売製品の違反数、最新の2022年のデータを入れさせていただいておりますけれども、推移と見ると、減っているわけではなくて凸凹しているところかなと考えております。

・経産省によるネットパトロール事業とか、ネットモール運営事業者の協力も得ながら違反对応を行っておりますので、どんどん増えていくという形にはなっていないのかなと思っておりますけれども、引き続き高水準で推移しているということかなと考えております。

・11ページも資料の更新でございます。第1回の検討会でも提示させていただいたものとほとんど同じでございます。ネットパトロール事業、2021年度の結果の数字をこちらで整理させていただいております。600件ぐらいの調査のうち半分ぐらいから回答がありまして、そのうち半分ぐらいが違反だったというような結果になっております。

・また、こちらの190件なのですけれども、なかなかコンタクトが難しい

ばいけないとなっているところでございます。この辺りも我々が対応策を
考えるときに、新しい規定ということもございまして、参考になるのでは
ないかと考えているところでございます。

・14 ページからが今まで申し上げた課題への具体的な対応策といったと
ころで、事務局のほうでこういった対応策があり得るのではないかと
いうところで検討した結果を提示させていただいております。

・まず、14 ページが越境供給の際の事故報告への対応という形になり
ます。越境供給された製品の事故についてもきちんと国に報告されるのが大
事であると考えておりますので、そのために考え得る対策として2点、矢
羽の形で提示させていただいております。

・まず、1つ目でございますけれども、P Sマーク対象製品の場合とい
うことでございます。このP Sマーク対象製品というのは、第1回の検討会
でも申し上げましたけれども、製品安全4法の中で、いわゆる事前規制の
対象になっていて、技術基準の適合を求められているといった一部の製品
ということでございます。この製品を越境供給が海外から直接販売する場
合を考えますと、まず国内の代表者、国内の代理人を選んで、その方を通
じて届出を行うといったことを可能にしてはどうかと思っております。そ
れが1点目でございます。そうすると、仮にそういった販売製品で重大事
故が発生した場合は、国内に代表者、代理人がいるということになります
ので、基本的には越境供給が事故の報告をするということかなと思ってい
るのでけれども、国内の代表者、代理人を通じて行うというようなことも
可能になるのではないかと考えたところでございます。

・2番目の矢羽で言っておりますのは、P Sマーク対象ではないその他の
たくさんの製品についてはどうなのかということでございまして、こうい
った越境供給された製品で重大事故が発生した場合については、国内の代
表者、代理人という方はいないということになりますので、越境供給者が
国に報告していただく必要があるかなと思っております。そのときに、国
内にネットモール運営事業者がおられる場合については協力をいただきな
がら報告をやっていただくということがいいのではないかと考えておりま
す。

・その際の留意点がそれぞれあると考えておりまして、まずP Sマーク対象製品の場合についての留意点は、下の留意点1というところに書かせていただいております。この場合、国内の代表者、代理人を届出するということになるのですが、国内の代表者、代理人がどのような役割があるのかということが非常に大事な点かなと思っております。我々としては5個あるのではないかと考えておりまして、一案として提示させていただいております。

・まず1つ目が、越境供給者と国との間の連絡調整をやっていただきたいということでございまして、これは電気通信事業法などでもこういった役割を担っていただきたいということで、国内の代表者、代理人を届出させているというところございまして、①の役割をぜひやっていただく必要があるかなと思っております。

・それに加えて、②でございまして、技術基準の適合に関する検査記録等の写しと書いております。P Sマーク対象品につきましては、製造輸入事業者が技術基準の適合を確認するといった義務がございまして、そのために検査して、その結果を保存するということになっております。ですので、越境供給者についても同様の義務、責任を果たしていただく必要があるかなと思うのですが、国内の代表者、代理人については、その写しを保存していただくということが必要なのではないかと考えているところございまして。

・③でございまして、重大製品事故が起こった場合の報告というところもやっていただけないかなということで、これは先ほど申し上げた役割ということでございまして。

・④国の立入検査等への対象化と書いておりますけれども、技術基準の適合の確認をした結果、国としては本当に適合しているのかというのを確認していく必要がございまして、立入検査を行う必要があるかなと考えております。もちろん、越境供給者に立入検査ができればいいのですが、海外の事業者への立入検査というのはなかなか簡単ではないというところがございまして、国内の代表者、代理人に対して検査を行って確認していくというのが非常にいいのではないかと考えているところござい

ます。

・⑤リコールの場合の対応というところですが、詳細は次のページに書いてありますが、リコールを行う際にも、ぜひ国内の代表者、代理人にも御協力いただけないかなと考えているところでございます。

・その次の四角でございませけれども、国内の代表者、代理人はどのようなのかというところで、2つの要件があるのではないかと、これを一案として提示させていただいております。

・①は日本に居住している方である、これは国内の代表者、代理人ということでございませので、当然かなと思うのですけれども、そういう要件が必要かなと思っております。

・それに加えて、②でございませけれども、越境供給者に上の責任を果たしていただくということについて、契約を締結しているということが必要なのではないかと考えているところでございませ。

・括弧でお書きを書いてございませけれども、これも後述するのですが、越境供給者に対して国内の代表者または代理人の名前を販売ページに表示していただけないかなということも考えてございませし、また、国による届出情報の開示も想定してございませ。こういった形で国内の代表者、代理人の名前も世の中に出るといふ形にしていけないかなと思っております、それによって、例えば名前だけ貸すとか、そういった形をなるべく避けるようにできないかなと思っております。

・2番目の留意点でございませ。こちらはP Sマーク対象外の製品についての留意点でございませ。P Sマーク対象ではない製品で事故が起こった場合の対応ということでは、越境供給者から事故の報告をやっていただくということになるのですけれども、海外の事業者であるということで、仮に協力いただけない可能性もあるのかなと考えてございませ。この場合の対応ということでは、我々としては、事故が起こったということ自体は、例えば火災であれば消防からの情報などを得て分かっているところもありますので、そういった情報については、我々のほうでネットモール事業者の協力も得ながら、事故の内容をある程度、情報を取って公表してはどうかと思っております。このネットモール事業者

の協力というのは、例えばこの販売店から売ったどういう製品なのかとか、誰に売ったのかとか、こういった情報を得ることによって、情報を整理して公表もしつつ、N I T Eの事故調査を進めていくのがいいのではないかと考えております。現状は、事故報告があってから公表して事故調査を進めるというようになっているのですけれども、これは一案ですが、仮に事故報告されないケースであっても、公表や事故調査に進めるというようなパスをつくるというのが大事なのではないかと考えております。そうすることによって、P Sマーク対象であっても、対象外であっても、事故調査がいずれにしても進むということになりますので、その後の事故の再発防止につなげることが可能になるのではないかと考えております。

・15 ページでございますけれども、こちらはリコールの対応ということでございます。海外からの越境供給された製品で仮にリコールが必要となった場合に、適切にリコールを行っていただくための対策ということで想定されるものとして、以下の矢羽3つがあるのではないかと考えております。

・1つは、誰がリコールを行うのかということなのですが、これはやはり事故報告と同じ考え方で、製品を供給した責任が越境供給者にはございますので、越境供給者がリコールを行う必要があるかなと考えております。そのときに、P Sマークの対象製品であれば、前のスライドで申し上げましたとおり、国内の代表者、代理人がおりますので、その方にも必要な支援をやっていただく必要があるかなと考えております。これは前のページでも国内の代表者、代理人の役割の⑤として書かせていただいたのでございます。

・続きまして、3番目の矢羽です。P Sマーク対象外の製品につきましては、国内の代表者、代理人はおりませんので、越境供給者がリコールを行うということになるのですけれども、そこにネットモール事業者の協力もいただきながらやる必要があるかなと考えているところでございます。そのときに、これも事故報告と同じなのですけれども、越境供給者が十分なリコールをやっていただけない可能性があるのではないかと考えております。我々としては、危ない製品を消費者の手元から隔離するということが

大事ですので、それをどうやって行うかということがポイントかなと考えております。

・そちらについて、下の留意点3に書かせていただいております。我々としては、このような対策が一案として考えられるのかなと考えております。1つ目の矢羽ですけれども、ネットモール事業者に対して、リコールが必要な製品の出品を削除していただくということがまずあるのかなと思っております。これによって、そういったリコールが必要な製品が新しく販売されるということが防止できると考えております。

・続きまして、既に売って、買ってしまった人がいるという問題もございます。もちろん回収はリコールがちゃんとされれば対応できるのですが、仮に越境供給者がリコールしていただけない場合のことを考えますと、使用者に継続使用していただかないようにするということが大事かなと考えておりますので、ネットモール事業者から製品の購入者に対して使用の中止と廃棄、捨てていただくといった連絡をしていただくということが大事かなと考えています。これができれば消費者の手元から危ない製品を隔離することができますので、事故の再発防止が図られるのではないかと考えております。

・また、ネットモール事業者につきましては、誰が買ったかという購入者の情報も持っていると思われまますので、こういった対応もやっていただけないかと考えているところでございます。

最後でございますけれども、当然、国も製品の内容については危ない製品ですということで公表して注意喚起を併せて行っていきたいと考えております。15 ページが、リコールが必要になった製品への対応ということでございます。

・16 ページでございますけれども、今度はネット販売製品、特に越境供給されたものの違反の対応をどうやってやっていくのかということでございまして、14 ページ、15 ページで申し上げたように、海外の越境供給者に対していろいろな義務を課したとしても、守られない可能性があるのではないかといたるところでございまして、どうやって守っていただくかというところは非常に大事な点であると考えております。そのための対応策と

して、我々としては以下のような対策が考え得るのではないかと考えております。

・1つ目が、越境供給者が製品安全4法に違反している場合は、ネットモール事業者に対して、これを削除するという命令または要請ができるようにするということがまず考えられるのではないかなと考えております。これによって、仮に越境供給者が義務を果たしていない場合には、新たに販売することができなくなるという効果が期待できますので、越境供給者にとってみると、販売できなくなるということは非常に大きなマイナスでございますので、きちんと製品安全4法を守っていただくということにつながる措置ではないかと考えているところでございます。

・それに加えて、その下の矢羽に書いておりますけれども、やはり違反製品は当然危ない可能性があるということでございますので、こういったものを引き続き消費者が購入してしまうと非常に危ないというリスクがございます。ですので、こういった方の情報の公表を行って、例えば海外の会社であれば、海外のこういう会社は違反製品を販売していますということもちゃんと公表して、そういった製品を買わないようにということで注意喚起をやっていく必要があるかなと考えているところでございます。

③情報の非対称性の解消というところでございまして、特にPSマーク対象製品に限った話ではあるのですが、例えばマークがついていない製品が引き続き売られているという現状がございますので、これをどうやって減らしていくかといったところが課題になってくるところでございます。ここにつきましては、やはり情報が消費者やネットモール事業者に対してあまり与えられていない、出していない、こういったところが違反製品が販売され続ける原因の1つではないかと考えておりますので、そこを解消できないかなと考えております。

・そのために、具体的には前の14ページでも少し申し上げたのですが、越境供給者に対して、これはPSマーク対象製品なので、国内の代表者、代理人はいるという前提なのですが、これの表示を求められないかなと考えております。現状は特商法に基づきまして、海外の販売者の氏名とか住所等の表示は基本的には行われているのですが、こういった

国内の代表者、代理人を仮に選んだとして、それを表示しなければいけないというようには特商法上はもちろんなっていないということでございます。我々としては、それを表示していただくことが消費者やネットモール事業者に対する情報の提供という意味で大事ではないかなと考えているところでございます。

・それに加えて、国のほうでも届出事業者名を公表してはどうかと考えております。例えば、電気通信事業法などでも届出事業者のリストなどは公表されていたりするのですけれども、我々の製品安全4法でも届出事業者の名前を公表して、きちんと届出をしている人はどういう方なのかというのを例えばリストのような形で公表するといった形が考えられるのではないかと考えております。

・その中で、国内の代表者、代理人の名前も併せて公表することができれば、よりきちんとした国内の代表者、代理人、適切な届出をしている方が売っているのかとか、そういうのも消費者やネットモール事業者に対して分かるということになりますので、そういった形で情報が提供されることによって、情報の非対称性が解消されることによって、違反製品の減少という形につながっていかないかなと考えているところでございます。

最後の矢羽でございます。これはかなり細かいところではあるのですけれども、現状、製品安全4法の届出事業者の届出項目は住所と名前だけになっているところでございまして、我々も連絡等に苦労している場合もありますので、こういう時代ですので、電子メールとか電話番号なども出していただくとありがたいと思っているところでございます。

・17 ページ以降は全て参考情報でございます。財務省の税関事務管理制度というのがございますけれども、関税の手続ということでございます。こちらのルールを今年、見直しをして改正を行っており、これも参考になるところがございますので、御紹介させていただいております。

左にありますとおり、海外から日本の消費者に直接販売するようなことは関税法上も認められているものではございますけれども、このときに税関事務管理人という方を国内に選ばなければいけないとなっております。これによって、仮に関税がきちんと納められていない場合は、税関が連絡し

て徴収できるようにという仕組みになっているのですけれども、この方が選ばれていない場合があるということで、それが問題だということで、そういう場合についてはネットモールを通じて販売者にコンタクトして、きちんと関税の徴収を行うといった仕組みが今年から導入されたということでございます。この辺り、我々も国内に代表者、代理人を置いて対応する、それがいないときはネットモールの協力も得てみたいな方向性を先ほど提示させていただきましたが、こういったことを考えるときに参考にさせていただいた仕組みでございます。

・18 ページでございます。外国の例ということで、18 ページから3つほどEUの例を紹介いたしますけれども、一般製品安全規則です。これは第1回の検討会でも紹介させていただきましたけれども、EUでは新しいルールがつけられようとしているところでございます。

・アップデートがございまして、3月30日、ちょうど1か月前ですけれども、欧州の議会で可決されております。その後、欧州理事会の了承、公布の後、適用ということなのですが、実は資料上まだ反映できていないのですが、4月25日、2日前に欧州理事会の了承を得たということがホームページに出ていましたので、リーガルな手続は終わったのかなと考えております。なので、多分この後、公布されて18か月後に施行されるのかなと思っておりますけれども、ヨーロッパは新しいルールがほぼできかけているところかなと思っております。

・19 ページも第1回の資料の再掲でございます。2019年に新しい市場監視規則ができております。前のページの一般製品安全規則、GPSRとセットで考えますと、EUの消費者に製品を供給する場合、域内に責任者を置くことを求めているというような制度かなと考えております。

・20 ページ、最後のスライドになりますけれども、去年、EUでデジタルサービス法というのが公布されておまして、今後適用されるものなのですが、オンラインプラットフォームなども含めて、デジタルサービスの提供についてのいろいろな規制がかかっているところでございまして、例えば4条から6条のところを見ていただくと、違法なものであれば削除するという対応をしなければいけないみたいなことが書いてあるところか

など思っております。これも参考でございます。

- ・ちょっと長くなりましたけれども、以上になりまして、今日、御議論いただきたい点という意味では、14、15、16 ページの3つのスライドの方向性について、ぜひいろいろな御意見をいただけないかなと考えているところでございます。

- ・私からの説明は以上になります。

【質疑応答】

三上委員長：

- ・田中課長、ありがとうございました。これまでの検討会での議論の振り返りとネット販売に関する論点、それへの今後の対応の方向性について御説明いただきました。これから皆さんで御議論いただきたいと思います。御質問や御意見がございましたらお願いしたいと思います。委員の方でもオブザーバーの方でも結構でございます。御発言を希望される方は、挙手ボタンを押していただけたらと思います。それでは、どうぞ御意見、御質問をお願いいたします。

- ・では、まず山内委員、お願いできますでしょうか。

山内委員：

- ・僭越ながら、それでは御指名いただきましたので、最初に発言させていただきます。

- ・まず、14ページについて御質問や意見を1点申し上げたいと思うのですが、私自身、ちょっとざっくりばらんな言い方をすると、越境供給者の中にもしっかりされている業者もいて、そうでない業者もいらっしゃるという中で、しっかりされている業者というのは、もともときちんとした対応をされる中で、やはりいいかげんな業者がどうしてもいらっしゃる。いいかげんな業者がある中で、そういう方はどうしても、例えば国内代表者にしても代理人にしてもいいかげんな方を選んでしまう可能性があるため、その方が仮にいいかげんなことをした場合に、しっかりと責任を取ってもらうということが制度の実効性としては極めて重要ではないかと思っております。そうした中で、14ページの留意点1と2で責任と、どういう方であればいけないのかというところに工夫が凝らされている、なるほどと

感じました。

・特に資格要件のところ、日本に居住している者であることというのは当然そうだろうという上に、それに加えて、例えば弁護士資格を持っている人に限定するなどすると、あまりにも締めつけ過ぎの可能性のあるところ、越境供給者とちゃんと契約を締結して、恐らくこの契約をしっかりと書面なりデータなりで確保されるということだと思のですが、資格で縛るのではなくて、中間的に縛っていくということとされるということは、とても腑に落ちたところでございます。

・長くなりましたが、私の質問といますか意見は、留意点1の四角の1つ目の②の技術基準適合に関する検査記録等の写しの保存というところで、やはり物の安全を考えると検査記録というのはキーになりますので、ここも非常にすばらしい着眼点だと理解したのですが、ここの実効性を突き詰めると、それこそ、これというのは大衆製品も結構あるわけで、ロットもたくさんある中で、本当の生データをしっかりと保存させようとするともものすごく大変になるし、逆に使いやすい制度ということで、業者サイドの負担を意識し過ぎると、こういうものは得てして、これ、ちゃんと何月何日に過去1年分チェックしましたみたいなペラ1になってしまう可能性があるところ、ここでの検査記録等を実効的にかつ負担が大き過ぎないようにどのようにやっていくのか。そもそも多くの製品の中では、技術基準そのものがないような製品も中にはあるのではないかと考えておまして、どういうものを具体的に想定されるのかという辺りについて教えていただければと思いました。

・以上でございます。

三上委員長： ・ありがとうございました。少しまとめて質問をお受けしてからでよろしいですね。それでは、2番目に増田委員、どうぞ御質問ください。

増田委員： ・全相協の増田でございます。ありがとうございます。
今回の御提案については非常にすばらしいと思って賛成しております。その上で質問と確認がございます。14ページなのですが、P Sマーク対象商品については高い安全性が求められますので、国内に代表者、代理人を置くということは非常に重要なことだと思います。プラットフォーム

でP S対象商品を販売する方は、当然そこに代表として登録して、かつプラットフォームの協力を得て、何かあったときの解決をするという意味でよいのかという点。

・それから、16ページに国内代表者の表示ということがありますがけれども、その場合、消費者からその方に連絡を取ることができるのかということです。住所だけではなくメールとか電話番号とかを今後求めるとありましたけれども、何かあったときに、まずそこを見て連絡するというのが消費者の行動ではないかと思しますので、そのようにしていただくといいのかなと思いました。

・3点目に、もし事故があったときに削除要請をプラットフォームにお願いするということがありましたけれども、直接販売していない取引デジタルプラットフォーム以外のプラットフォーム、SNS関係に対しても、こういうことがあったから公表してください、情報発信してくださいというようなことを求めるということもできればしていただきたいと思っております。

・以上です。

三上委員長： ・ありがとうございます。では、続けて何名かの方、まず御質問をお受けしたいと思えます。3番目、大橋委員、どうぞ。

大橋委員： ・ありがとうございます。消費生活用製品における重大製品事故は、広く周知されるとともに、しっかり事故調査がなされることで、さらなる事故の防止、また、消費者に対する注意喚起がなされる必要があるのだと思います。海外からの直接販売される越境供給については、会社法の義務だけでは重大製品事故の報告、リコール対応に対する履行能力に対して疑問がある点がヒアリングを通じて明らかになったということをお考えれば、事故報告や情報提供、そして再発防止がなされるための新たな方策が求められるということは、問題意識としてそのとおりだと思っております。

・それで、この責任、役割を有するのがP Sマーク対象製品であれば国内代表者、代理人であり、P Sマーク対象外であればネットモール運営事業者であるという整理はもっともだと思います。この責任、役割を担っていただくことの実効性確保のためには、事前の意味では届出において実務履

行の実効性を確認するということがP Sマーク対象製品については必要だ
と思います。

・事後的には公表をもってペナルティーを科すということですが、もう少し域外適用に対して踏み込んだ対応を示すことはできないかなと思います。文書の送達とか金銭的な過料を課すということについては、我が国は相手
が対応しない場合に実効性がないということで慎重であり続けているわけ
ですけれども、まずは公表というソフトな形を超えた実質的なペナルティ
ーを科すという姿勢を見せることが、行政が消費生活用製品における重大
製品事故に対して、真摯に取り組んでいるということを見せること
にもなると思いますし、また、最悪、相手に対応しなければ、その点も含
めて公表すればよいということなのではないかと思います。

・以上です。ありがとうございます。

三上委員長：

・大橋委員、ありがとうございます。続きまして、正木委員、どうぞ。

正木委員：

・経団連は事業者側の立場ということで、メーカーやプラットフォーマー
など、いずれの事業者も「危険な製品を排除して健全な商品が流通する市
場をつくっていきたい」という思いは共通するところであって、提案いた
だいた方向性に基本的に賛成しております。まずは、越境供給者自身に事
故報告、リコールを行っていただくことが第一ですので、このことをよく
海外を含め周知するという、履行させるための制度づくり、法執行が
重要になると思っています。

・資料14ページの留意点の1番によると、国のほうで届出事業者、国内代
表者または国内代理人の名称、連絡先、住所に加えて電話番号や電子メー
ルのアドレスを把握するという案が資料に書かれているのですが、この情
報について実在の確認まで行うということも、国のほうで届出事業者名の
リストをつくる時に行っていただくということでしょうか。要す
るに、製品安全4法の届出だけ行って、偽の住所や電子メールのアドレス
が記載されていたことで、実際は連絡が着かないといったことがないよう
に、実在の確認まで行っていただくということでしょうか。1つ
目の質問です。

・その確認の結果、出来上がった国内代表者または代理人の情報をネット

モール事業者に対して公表していただけるということについては、おおいに歓迎いたします。いわゆるホワイトリストですね。あわせて、逆に法令に違反した事業者や、代表者または代理人、例えばどこに行ったか分からなくなってしまった幽霊代理人の情報など、いわゆるブラックリストも公表できるということであれば歓迎いたします。

- ・ネットモール事業者の方に確認したところ、協力できることとして、国内代表者または代理人の表示機能という欄をモールのところに設ける。さらに、その欄に情報を載せるということによって事業者が届け出てきたときに、販売者の公表リスト(ホワイトリスト)との照合についても協力できる、違反者のリスト(ブラックリスト)とも照合できる、違反者を見つけたらアカウント停止・排除するという点についても協力できるとの感触を得ています。

- ・ただ、最初の山内先生の問題意識でもあったように、留意点1に、国内代表者または代理人の責任、役割が色々書いているのですが、越境供給者および国との連絡調整ができる人材かどうか、本当にその能力があるか、検査記録の写しを本当に保存しているか、重大製品事故の報告ができる体制になっているか、国の立入検査に耐え得るエンティティを持っているか、リコールを行うときの窓口機能を果たせるかということについては、さすがにネットモール事業者のほうも分からない。公表された届出事業者名のリストとの照合はできたとしても、本当の能力があるかというところまでは担保できないので、それをもし確認するのであれば、最初の届出の時点で行政のほうで対応せざるを得ないのかなという状況でした。

- ・また、ネットモール事業者に対し、リコールが必要な製品の出品の削除の命令や要請を行うという案が、資料15ページの論点1の②に記載されていますが、これを行う場合は命令や要請の根拠をきちんと明示していただくことが重要です。結局、出品を削除するときに出品者に説明しなければいけませんので、「このような根拠で削除を要請する」ということをお伝えできるようにしていただくことが重要かと思います。

- ・それから、資料14ページの論点1の①の一番下に星印で記載されていますが、新しい制度ができたときには海外の事業者にも周知しなければいけ

ませんし、モール事業者が新しい欄、表示機能、国内代表者または代理人を提示するところをつくる、改修するなどの対応が必要で、十分な準備期間が必要になると思われまますので、ご対応のほどお願いします。それから、経産省から各国に向けて多様な言語で周知するといったこともぜひお願いいたします。

以上です。

- 三上委員長： ・ありがとうございました。それでは、続きまして、依田委員、どうぞ。
- 依田委員： ・ありがとうございます。京都大学の依田でございます。
- ・私、恐らく消費者庁のデジタルプラットフォーム消費者取引検討会等のほうで、デジタルプラットフォームの消費者利益保護の新法に関わっていた関係があつて、そちらの論点で呼ばれていると思うので、そこに関連した意見を2点述べます。そちらの会議では、先ほど発言されておられました正木委員が出ておられまして、私がこれから言おうと思ういいことを前取りして言われていたので、それに関連するような意見にもなります。
- 今回の経済産業省様がお出しした論点の基本方針については、全て賛同するものでございまして、製品安全4法と消費者保護法との関連をうまくウィン・ウィンになるような形で進めていただけるのが一番いいかなと考えております。
- ・例えば、具体的に言うと論点2の16ページにもあつて、先ほど少し話に出した消費者庁の検討会でも何度も議論になったのは、特商法で海外販売者の氏名、住所の表示が原則行われているのですが、これが国内住所ではなかったり、そもそも虚偽であったりする点が、消費者利益の保護のために、海外事業者が出してきた粗製乱造されたまがいものについて、消費者から連絡を取ろうと思ったときに取れなくなって困っているという問題がありました。その多くは、今日、ここの製品安全4法でも問題になっているようなバッテリーや電源周りの製品でございました。
 - ・そういった意味では、会社法のほうで氏名、住所、国内代表者を置かなくてはならないと法律で定められているのに、何で特商法がそっちのほうになっていないのか、私、ずっと長いこと不思議でありまして、今回こういった製品安全4法側から、国内代表者を置くときには、連動して特商法

のほうも海外販売事業者さんについては国内についての氏名、国内についての連絡先の住所等を記入してもらわないといけないのではないかが1点目の論点でございます。

・論点1の14ページで、関連しまして、オンラインモールの御協力を得ながらPS対象外製品についても国へ報告する体制を整えたいということであって、これからオンラインモールについては、プラットフォーム事業者さんの協力がないと、この世界、全くにっちもさっちも進まないだろうと思っていて、先ほど言ったデジプラ新法では紛争解決努力義務をプラットフォーム事業者さんがひとしく負っていて、販売業者の身元確認が取れない場合については、デジタルプラットフォーム事業者さんから情報提供いただくことになっております。

・そのときに相当厳しい、激しい議論も行ったのですが、14ページにPSマーク対象外製品はネットモール運営事業者の協力を得つつというところがありまして、では、これはどの法律で法的に担保されるか。やはり努力義務を課すにしても、法的担保がないとプラットフォーム事業者も社会的責任を負う根拠がないところで、十分な御協力を大手、あるいは小口がしていただけるかどうかは私は疑わしいと思っているので、大口事業者は協力してくださると思うけれども、小口のほうはなかなか協力していただけないと思うので、ここの法的担保はどこに置くのかというのは少し気になっていたところではございました。

・私からは以上でございます。ありがとうございます。

三上委員長：

・ありがとうございました。続きまして、森委員、どうぞ御発言ください。

森委員：

・御説明ありがとうございました。今回、調査とヒアリングを踏まえて適切な問題解決に向けた御提案をいただいたと思っております、基本的なところについては私も全て賛同いたします。

・ただ、もう少し踏み込んだほうがいいのではないかとすることは強く感じているところでして、その観点から代理人、代表者との関係で4点ほど申し上げまして、それ以外にも2点ぐらい申し上げたいと思います。

・まず、代理人、代表者ということなのですが、書きぶりの国内代表者が、国内代理人がということなのですが、これは当然、当該越境

供給者がやるべきことであって、それを代理人が代わって、代理人、代表者を通じてやることができるというようにお書きいただくのが分かりやすいといえますか、趣旨が明確になるだろうと思います。例えば、矢羽のところへ届出を行うことを可能とする、これは国内代表者、国内代理人を通じてできるということですが、基本的には越境供給者が届出を行う義務がある、重大事故が発生した場合には越境供給者に報告義務があって、それを代表者、代理人を通じてやることを明確にしておいただく必要がある。これは表現上のことです。

・追加すべきではないかということの1点目は、私は先ほど大橋先生がおっしゃいました事後的ペナルティーはやはり必要なのではないかと思っております。それをここから始めていただいて、ちゃんとやらない、しっかりやっただけでない越境供給者が義務を果たさない、売って逃げる、ヒットアンドアウェイみたいなことが計算できてしまう、そういう状況を改善していく必要は強くあると思うのです。

・それとの関係で、やはり代理人の法的位置づけは重要だと思っております、そういう行政処分をするときに代理人、代表者について、代表者の場合は当然本人と同じなのかもしれませんが、受領権限、送達を受ける権限が、行政処分については代表者、代理人のところに行けば、それは送達があったのだ。訴訟も同じでございます、送達の受領権というのでしょうか、私は正確に知らないのですが、そういうものを代表者、代理人に与えていただく必要があるだろうと思います。これが1点目です。

・2点目は、シンプルな話なのですが、留意点1のところでは契約があるということと、日本に居住している者ということが今要件になっていますが、それに加えて2つ、日本語対応可能であるということは、はっきり書いておいていただいたほうがいいと思います。もう一つは、先ほどもちょっと御指摘がありましたけれども、消費者からの苦情受付の窓口としての機能も持っている。やはり被害を受けた消費者が最初に行くのは越境供給者だと思いますし、越境供給者は海外にいて、表記も英語になっていたりするので、そこは日本語対応可能な国内の代表者、代理人がそういう機能を持っているということだと思います。

- ・以上が代表者、代理人に関することです。
- ・同じ 14 ページで、基本的な考え方として P S マーク対象製品の場合は代表者、代理人、P S マーク対象外製品の場合はネットモール運営事業者の協力を得つつということなのではございますけれども、やはりちゃんとやってくれる越境供給者と、そうでない越境供給者が想定されるところで、ネットモール運営事業者にご協力いただくところが果たして P S マーク対象外製品だけなのかというのはちょっと気になったところです。つまり、P S マーク対象製品のほうが、本来であれば危険性が高い可能性があるわけではございますけれども、そのときに越境供給者には様々な方がいる中で、協力要請できるのは P S マーク対象製品外に限られるのですということではないのかどうか、そこはもしかすると両方のほうがいいのではないかとということで、対象製品は代表者、代理人、対象外製品はモール運営事業者ということではないかとも思います。モール事業者さんについては御協力をいただいて、代表者、代理人は対象製品という整理がいいような感じもしております。
- ・最後に 16 ページには、1 つは実効性確保ということで、1 つは同様の方向性ということで、どちらにも関係することなのではございますけれども、やはりモール運営事業者について、ヒアリングの結果、ちゃんとやったださるモール運営事業者さんと、そうでないモール運営事業者さんがいるのだというのが私の感想でした。ですので、国内代表者、代理人について、今回、制度化するというのであれば、モール運営事業者も国内代表者、代理人を確認して、モール上に表示するということを義務としていただくのがいいのではないかと思います。今の状態だと P S 対象製品についてということだと思いますけれども、私としては別に P S 対象製品に限らなくても何がしかの表示はしていただくべきだと思うのですが、モール運営事業者さん側で越境供給者の国内代表者、代理人を確認して表示するというのもしていただくべきではないかと思います。
- ・以上です。

三上委員長： ・森先生、ありがとうございました。楽天のカカさん、お願いいたします。

片岡オブザーバー： ・御説明ありがとうございます。P S マーク対象品については、国内代表

者または代理人を通じて、その情報もページ上に表示させる、P Sマーク対象外については越境供給者がしっかりと対応する、そしてモールは協力するということだと認識しております。

・モールは今までも国外であろうが、国内であろうが協力はしてきておりましたが、協力すること自体はもちろん問題ないのですけれども、1つお願いしたいのが、例えば消費者から事故があったというような連絡があったときに、モール事業者だけではその調査はなかなか難しかったりするので、むしろ消費者が製品事故なのではないかと思ったときに、その相談、あるいは通報を受け付けてくれるような行政側の窓口があると情報の集約ができていいのではないかと思いますので、ぜひ御検討いただきたいのと、越境供給事業者からしても、例えば消費者からこういう情報提供があったのだけれども、どうしたらいいかという場合に相談できるような行政の窓口があるといいのではないかと思います。今までだとネットをあまり想定していないので、日本国内にいる事業者で、その管轄の経済局に行ってくださいということもあるのかもしれないのですけれども、越境供給事業者が相談する窓口も設けていただいたほうがいいのではないかと思います。

・それから、今回のP Sマーク対象品の越境供給事業者ということなのですけれども、越境供給事業者の定義はしっかりとしていただきたいと思っております。特に個人輸入のときとP Sマークの申請における輸入事業者の違いは何なのかとか、例えば大手メーカーさんがいたとして、大手メーカーさんがグローバルで展開している商品は、それぞれの国に合わせた認証マークなどを一度に付して、同じ商品をグローバルで展開して売ったりすると思います。

・日本で売る場合に必要な認証マークについては、日本の国内法人が輸入者として届け出ているというような、例えばグローバルで使えるドライバーみたいなものがあつたとして、日本法人が日本では届出をしている。ただ、海外の工場で製造していたりするので、海外で海外の市場に出回っていると。それを海外の事業者が日本国内に直接販売する、日本の消費者が直接輸入する、個人輸入するみたいな場合に、P Sマークは大手メーカーの日本法人の名前がついているわけなのですけれども、海外からそれを直

接売ろうとする小売業者は、それについて越境事業者となるのか。その場合、製品のPSマークは日本法人の名前がついているわけなのですが、そこをどうしたらいいのかみたいところが実務的にはちょっとよく分からない部分もありまして、そこら辺はしっかり定義をよくしていきたいと思っております。

・突き詰めると、商品によって越境供給事業者が各国内代表者や国内代理人が異なるということもあり得るのかなと思っておりますので、その辺り整理をしていただければと思っております。

それから、リコールがうまくいかなかったときに、モール運営者に対して削除の命令等ということがありますがけれども、今リコールはほとんどが任意で行われていると認識しておりますので、強い対応を命令するのであれば、その前提としてリコールの命令ですとか、そういったことをきちんと販売事業者に対してやっていただきたいと思っております。

・それから、最後に、今回モールが協力するということは、当然ふだんもやっていますし、それ自体は問題ではないのですが、最近問題になっているものとしては、SNSで広告を出して独自ドメインで売っているような海外事業者、あるいは海外のモールなのだけでも、日本向けにアプリがあって、そこから日本の消費者が買えるようなものも増えてきておりますので、そうしたところにも当然この越境供給事業者の考え方、規律は当てはまると思いますので、そういったところへの執行をしっかりとしていくということが重要なのではないかと思います。

・以上です。

三上委員長： ・ありがとうございました。松田様、どうぞ。

松田オブザーバー： ・アマゾンジャパンでございます。

越境供給の場合の越境供給者等の責任、役割を整理いただきましてありがとうございます。モール事業者といたしましても、本制度の規約への反映やサイト上での国内代表者等の表示機能の提供ですとか、違反、リコール製品や義務を履行しない事業者等への対応等を当局と共にしっかりと行っていく必要があると考えております。

・新しい制度ということで、恐らく法改正になるかと思うのですが、

施行に向けまして2点、正木委員の御発言とかぶるのですが、お願いとい
いますか、コメントをさせていただければと思います。

・まず1点目が、準備期間というところで、やはりこの新制度は外国企業、
越境供給者が義務主体となりますので、制度周知には相当程度、時間がか
かるのではないかとということと、越境供給者による適切な国内代表者等の
選定、それから、契約などにも時間を要するかと思います。また、我々モ
ール事業者のほうでも、前述のとおり新制度の規約への反映ですとか国内
代表者等の表示機能の開発といった対応が必要になりますので、準備期間
を十分確保いただけますと幸いです。

・2点目は、制度周知の多言語化についてです。周知資料といたしまして
英語、中国語などの外国語による制度説明資料ですとか、越境供給者と国
内の代表者等との契約のサンプルを多言語で当局のほうで御準備いただ
けますと、実務上、非常に助かりますので、御検討いただけますと幸いで
ございます。

三上委員長： ・ありがとうございました。それでは、ここらで一巡とい
うことで、もし現時点でお答えできる内容がありましたら事務局から御発
言いただきたいと思います。

田中課長： ・委員の先生方、いろいろな御意見をいただきましてありがとうございま
した。順にお答えしたいと思います。

まず、山内委員からは留意点のところ、日本に居住しているとか契約をち
ゃんと確認するとか、そういうところは現実的だと。中間的な対応をやっ
ていただくというのは腑に落ちたといったコメントをいただいたところか
なと思います。

・あと、御質問という意味では、技術基準適合の検査記録の保存みたいな
ところの確認はどうなっているのですかというような御質問だったかなと
思います。あまりにも全てのデータを保存しろといふとなかなか大変だし、
かといって簡単にし過ぎるとペラペラな記録になってしまうのではないの
といった御指摘かなと思います。

・そこについては、現状、いろいろな法律の中である程度、書いておりま
すので、技術基準の適合と検査記録でいいますと、私が今聞いているのは、

例えばヘルメットの場合だと求められる検査記録をちゃんと保存するとA4で10枚ぐらいとか、多いものでもドッチファイル1冊ぐらいというような情報もありますので、そのぐらいは少なくともやっていただくのかなと。逆に物すごく簡単というわけでもないですし、多過ぎて保存できないというわけではないのかなと。現状の製造、輸入を行う者の保存しているものという意味ではそのぐらいなので、越境供給者の場合についても国内で保存しているレベルと同じになるのかなと思っているところでございます。

・次に、増田委員から幾つかコメントをいただいております、16ページで書いている国内の代表者、代理人の販売ページの表示のところで、連絡先も含めて書いてもらったほうがいいのではないかと。例えば住所とかメールとか、こういったことも表示されていたほうが、消費者にとっては何かあったときに連絡しやすくいいのではないかとといった御意見かなと思えます。

・その点は、特商法では販売者の住所とか電話番号が入っていたりしますがけれども、それとの並びとかも見ながら、なるべく消費者にとって便利になるようにという観点で検討したいと思えます。個人情報との関係とかもあるのかもしれませんが、その点、できればなるべくいろいろな情報を出していきたいという方向で検討できればと思っております。

・あと、増田委員からは事故報告とか削除とか再発防止策というようなことも考えて、プラットフォームはやってくれるとは思っただけけれども、それ以外のSNSを通じた海外からの販売とかそういったところについても、ネットモールではないところで売られている海外からの製品みたいなものもきちんと対応すべきではないか、例えば違反している場合であれば、こういう人は違反していますみたいな情報発信とかはしたほうがいいのではないかとといった御意見かなと思っております。

・その点については、おっしゃるとおりだと思いますので、我々も今回、越境供給者というように表現させていただきましたけれども、これは別にネットモールから売られている方に限定されておりませんので、海外からいろいろな手段を通じて日本の消費者に売ることが基本的にみんな対象にな

と思っておりますので、そこできちんと対応していきます。公表とかそういったところも、まさに違反の方の公表ができないかなというところは、資料の 16 ページにも書いておりますけれども、ちゃんとやっていない方については情報発信して、同じような危ないものを消費者が買わないようにといった形で取り組んでいきたいと考えております。

・その次に、大橋委員からは実効性のところですが、海外の事業者に対しての義務の履行について、どうやって実効性を担保していくのかというところで、公表というペナルティーは分かるのだけれども、一番ソフトなやり方なので、もうちょっとペナルティーを科すようにしっかり取り組むべきではないかといった御意見かなと思っております。

・我々も今回の制度の見直しの方向性としては、海外の越境供給者に対していろいろ義務を課していこうということになりますので、それをいかに実効的にやっていくかは本当に大事な課題だと思っております。もちろん実際に命令とか罰則とかを適用できるのかという問題はいろいろあるのですが、一定の命令自体は多分できるはずなので、そういったところにチャレンジするといったところは当然あってしかるべきだと思いますので、先生御指摘のとおり、エンフォースをより外国の企業に対してもしっかりやっていくというところは本当に大事な課題であると考えております。その次ですけれども、正木委員から届出をした人の実在の確認はどこまでやるのかといったような御意見かなと思います。例えば、うその住所とか連絡先とかが届出されていたら、連絡しても連絡がつかないことになりまので、それは問題ではないかといった御意見だったかと思っております。そこについては、当然、届出はしていただくというところで、行政のほうでも確認させていただきたいと思っておりますし、例えば日本の中の法人であれば、法人番号とか住所が国税庁のホームページに出ていたりしますので、そういったところ等も確認しながら、うそではないかというのも確認していく必要があると思っております。例えばメールを送って返事がない、届いていないとかであれば、うその可能性もあります。そこは改めて確認するか、出し直してもらおうとか、いろいろなやり方があるかなと思いますけれども、行政のほうできちんと確認するというところかなと思っております。

・あと、正木委員から、例えば出品削除の要請とか命令とかをするのであれば根拠を明示してほしいというような御意見もいただいております、そのとおりかなと思います。何らかの権限を執行するというのであれば、根拠を示していくということは当然必要だと思っております。

また、海外の事業者に義務を課すということであれば、当然、周知もしっかりやる必要があるし、十分な準備期間が要るのではないかといった御意見もいただいております。14 ページの一番下に書かせていただいておりますけれども、そこはごもっともだと思っております、では、いきなり明日からとかできるわけがありませんので、十分な準備の時間も必要だと思いますし、いろいろな言語で周知する必要があるのではないかという点についても、そのとおりかなと思いますので、日本語だけではなくて、英語とか中国とかいろいろ検討していきたいと考えております。

・その次に、依田委員から御意見をいただいております、その中では製品安全4法で届出事業者、国内代表者、代理人に届出をしてもらって、その名前を販売ページに表示していくということについて、特商法との関係もあるのではないのか。例えば、P Sマーク対象ではない製品についても同じような国内の連絡先みたいなのを求めていくとか、そういったことも大事ではないか。その場合、製品安全4法ではなくて特商法になる可能性があるのでは、そこは連動する必要があるのではないかといった御指摘であったと思います。

・我々の製品安全4法でいいますと、P S対象外のところまで国内の代表者、代理人を置くということは難しいかなと思うのですが、そこは消費者庁のほうとの相談というか、どの程度、連動できるのかというところは今後の課題かなと考えております。

・あと、依田委員から御指摘があったのは、ネットモールの協力を得つと14 ページに書いてあるけれども、その根拠が法律にないといけないのではないか。それはどこの法律なのかというような御指摘だったと思います。現状はネットモールについて、いわゆるプラットフォーマーについての規定は、法律という意味では、いわゆる取引の透明化法とデジタルプラットフォーム消費者保護法の2つしかないということになってまいりま

す。なので、我々としては製品安全4法の中でも努力義務みたいなものを書くとか、そういったことも当然1つの可能性としてはあるかなと思っております。その辺り、どういった形でできるのかというのも今後よく検討してまいりたいと考えております。

・あと、森委員から幾つか御意見、御質問いただいております。まず1つが国内代表者、代理人のところですが、例えば処分の授与の権限とか裁判の申立ての通知の受領の話とか送達の話とか、そういったところの責任も与えたほうがいいのではないかと御指摘だったと思います。

・裁判のところは製品安全4法の中では対象外かなと思うのですが、処分の授与の話とか、そういったところについては御指摘のような点も留意する必要があるかなと思います。どこまでできるのかというのは、また別問題としてありますけれども、そういった御意見があるということは承りました。

・あと、森委員からは日本語でも対応できるということを考えると、国内の代表者、代理人がしっかり窓口になってやっていただく必要があるのではないかと御指摘だったと思います。そこは全くそのとおりだと思います。そういう意味で、きちんと国内の代表者、代理人に連絡できるということ、かつそれは日本語で対応していただくことが大事であると私も考えているところでございます。

・次に、ネットモールの事故報告の協力で、P Sマーク対象外のところだけではなくて、P Sマーク品も協力していただいたほうがいいのではないかと御指摘だったと思います。資料上の整理でこうなっていますけれども、P Sマーク対象品についてネットモールから協力してもらわないという意味ではないので、P Sマーク品であっても、P S対象外であっても、できる協力はやっていただきたいと思いますところでございます。

・あと、森委員からは国内代表者、代理人について、ネットモール側でも確認したほうがいいのではないかと御意見だったかと思っております。モール側が全部チェックするというのはなかなか難しいかなと思いますけれども、少なくともそういった国内代表者、代理人が表示されるようなシステムはモール側でつくっていただく必要があると思っておりますし、それがきち

んと表示されれば、我々行政側がそれをちゃんとチェックしますし、あと消費者のほうもチェックできるということになるかなと思います。もちろん、モール側でもできる部分は可能な範囲でチェックしていただくということはあるのかなと思っております。

・オブザーバー、楽天の片岡さんから、例えば消費者から事故の連絡がモール側にあったときに、それを相談するような行政側の通報窓口があったらいいのではないかという御意見でございました。御指摘はごもっともかなと思います。そういった窓口についても検討が必要かなと考えております。

・あとは、越境供給者からの相談窓口、海外からの相談窓口みたいなものも要るのではないかというところでございまして、それもこういった新しい制度をやっていくに当たっては、当然検討していく必要があると考えております。

・あと、大手のメーカーが海外にいて、日本の国内の法人が届出を行っているけれども、製品は海外から直接、日本の消費者に売っているような場合はどうなるのかといった御指摘だったと思うのですが、そこは我々としては、まさに海外の方が直接売っている、海外の方と日本の消費者で契約しているということであれば、新しい我々の言い方でいうと越境供給に該当するのかなと思います。ですので、その場合、届出する人という意味では、越境供給者、または国内の代表者、代理人ということになりますので、現在、日本の国内法人が代理人になるというような形になるのかなとは考えております。いずれにしても、いろいろなケースがあると思いますので、そういったケースについても対応する形になるのかなと思っております。

・あと、片岡さんからリコールの削除の命令みたいなものは、当然その前にリコールの命令があるのですよねというような御指摘だったかと思えます。15 ページで書いてあるリコールが必要なという意味について言うと、削除をネットモール側にお願いする、命令するというような場合には、当然、リコールの命令が必要なぐらいの、例えば危害防止命令とか現状の法律のそういったレベルのものということかなと思っておりまして、そうい

うのない任意のリコールについて、モールにだけ命令するといったことは、我々としてもバランス的にもどうかناと思っているところでございます。

・あと、片岡さんから、これは増田委員とも重なるところではございますけれども、SNSとかいろいろな海外から直接越境供給しているという事例は、モールを通さないものも結構あるのではないかとということで、そこについても越境供給者として義務を果たしているかというのをちゃんと見ていくべきではないかという御意見だったと思います。それにつきましても、全くそのとおりかなと思います。ネットモールだけではなくて、いろいろなところから、結局、海外から越境供給されていることが、そのビジネスモデルによってきちんと義務が果たされていないところが問題なので、そこはすべからずきちんと義務を果たしていただくということかなと思っておりますので、それに向けて行政側もしっかりエンフォースしていくというところかなと思っております。

・最後、アマゾンの松田さんからの御意見という意味では、正木委員の意見と重複するところもございましたけれども、準備期間をしっかりとってほしいというところでもございまして、そこは先ほど私も申し上げましたが、当然、新しい制度ということになりますと、必要な準備期間を取る必要があると思っております。

・また、いろいろな言語、多言語による周知も行ってほしいといった御意見や契約のサンプルについても多言語で準備したほうがいいのではないかといた御指摘でもございまして、その点についてもごもっともかなと思いますので、実際にこういった新しい仕組みを動かしていくという場合には、そういった点にも留意しながら行政側も準備していきたいと考えております。

・以上、一応全部答えたつもりですがけれども、もし漏れがあったら申し訳ございません。何かありますか。

石曾根補佐：

・製品安全課の事務局の石曾根と申します。

山内委員の御質問で、課長からもありましたけれども、1点だけ補足させていただきますと、検査記録につきましても、基本的には今、技術基準省

令というものがそれぞれP S対象製品には定められておまして、その省令の中で要求項目がございますので、その要求項目をしっかりと満たしているといったことを検査の中で証明していただくということになりますので、基本的にその項目以外のデータは求めるものではありません。先ほど課長からもありましたとおり、ある程度、実効性のある分量で保存することができるのではないかと考えているといったところでございます。

・それから、依田委員からありました特商法との関係については、表記についてもこの法律の範囲外ではありますので、先ほど田中からもありましたけれども、消費者庁を含めて関係省庁とも今後ちょっと検討も引き続きやっていきたいと思っております。

・以上でございます。

三上委員長：

・それでは、事務局からも丁寧なコメントをいただきましてありがとうございます。皆さんからも大変幅広い丁寧に論点を拾い上げた貴重な御意見をいただきましてありがとうございました。

・皆さんの御意見としては、全体としては本日の資料の14ページから16ページまでに書かれております事務局からの当初の御説明のライン、御賛同の声をいただいたのかなと思っております。さらに、それに少し踏み込んで、こんな配慮もとか、こんな手当てもというような御意見、本日も幾つかいただきました。こういった点を踏まえて、これからまたさらに事務局のほうで御検討を進められると理解しております。

・というような形になろうかと思いますが、皆さんのほうでさらに質問、追加しておきたいという点がありましたらお願いしたいと思っております。早川委員、どうぞ。

早川委員：

・ありがとうございます。先ほど御発言させていただきませんでしたので、一言だけ申し上げさせていただきます。

・基本的には、今回、御提案いただいたものは非常に考え抜かれておまして、また、フィージビリティという点でも非常によいものではないかと考えております。今回のものについては、極めて悪質な、しかもネットモール事業者を介さないような海外からの越境提供者に関しては、もしかしたら手が及ばないところがあるかもしれませんが、多分ネットモール事業

者から御購入される方が非常に多いという現実から考えると、ネットモール事業者の御協力というものに多分に依拠しなくてはいけないということかと思ひまして、先ほど複数のネットモール事業者からの御発言もございましたので、ネットモール事業者の御協力も円滑な形で得られるのではないかと考えております。

・私の質問は、ネットモール事業者の定義ということなのですが、実は国内、国外と様々なネットモール事業が展開されているように思ひまして、ここで想定しているネットモール事業者というのは、国内に何らかの形で拠点を置いて日本で展開している、その意味においては経済産業省様と密にコミュニケーションを取りやすいところを念頭に置かれていると思うのですが、そういう理解で正しいかということ。

・それから、海外のネットモールなどでも、そこを通じて日本の消費者に対して、言語についても日本語等で提供されるようなパターンも少なからずあるように思われますので、そういった海外のネットモール事業者に関しても協力していただければ、悪質なものについては削除等していただければ、これにこしたことはないわけですが、そういった可能性はあるのかということについて、2点お伺いしたくて御質問させていただきました。

三上委員長：　・ありがとうございます。

田中課長：　・事務局です。早川委員、ありがとうございます。

・御質問のネットモールの定義のところでございますけれども、我々としてはデジタルプラットフォーム消費者保護法という、まさに依田委員を中心に過去に検討が行われてきた新しい法律などもございまして、そちらでの定義が参考になるかなと思ひて検討しているところでございます。そういった意味で、サービスは我々の法律では対象外なので、物のやり取りの場の提供をしているようなものがネットモールだと思ひております。そういった意味で、我々がまさにいろいろ今でも御協力いただいている国内のネットモール事業者はもちろん対象になりますけれども、海外のネットモールについても当然排除するというわけではないかなと思ひております。実際に協力してもらうのが難しいという問題はあるのかもしれないけれど

ども、そこは国内、国外にかかわらず、御協力していただけるとありがたいと思っております。

・私からは以上です。

早川委員： ・どうもありがとうございました。

三上委員長： ・それでは、もうお一方、鷺田委員、どうぞ。

鷺田委員： ありがとうございます。全体としては非常に方向性、全て賛成であるという一言申し添えたかったことと、あとは実際に問題が起こっている商品のジャンルを見ると、あまり名指しで言うのは難しいところもありますけれども、特定事故の蓄電池を用いた商品が多いという現実があるということだと思っております。なので、そういう特定のジャンルの商品については、これまでもやっていると思いますけれども、やはり商品の特性をきちんと追いかけて、その商品独特の問題について、追加的な策が打てるような研究会のようなものとかを関連部署等で並行的に進めていくことが大事かなと思った。これは意見でございます。ありがとうございます。

・三上委員長 鷺田委員、ありがとうございました。増田委員、どうぞ御発言ください。

増田委員： ・2回目、申し訳ありません。PSマーク対象製品を販売する越境供給者をリスト化して公表するということの効果として、消費者が契約前に必ず確認するということが常に行われるようになったらいいと思っておりますけれども、そこで連絡不能であったとか、何がしか情報提供ができるような場合、消費者からできるといいと思いますので、先ほどカサカさんから御提案がありましたが、国のほうに通報できるような窓口設置が求められるかなと思っております。

・以上です。

三上委員長： ・ありがとうございました。西田委員、どうぞ。

西田委員： ・西田です。手短かにですけれども、私も今回の案は現実的に過度な責任と
いうか、負担を求めるものでもないということで、非常にいい案ではないかと思っております。

・1つ、ネットパトロールの実績のところは10ページ目に説明があったのですけれども、今回のこういう取組によってネットパトロールなどもし

やすくできる側面があるかなということ、これはコメントなのですが、そういう効率的なネットパトロールなどをしやすくするように制度的に持っていくといいのかなと。これでインターネットモールを通じてというのはかなり正常化すると思うので、まずいものが非常に見つけやすくなるのかなというのを期待しているところです。

・以上です。

三上委員長：

・ありがとうございました。では、釘宮委員、どうぞ。

釘宮委員：

・釘宮でございます。

・私も意見になりますけれども、まずは消費者としては連絡が取れる事業者を確実に知りたいというところがございます。ですので、国内代表者、国内代理人についての表示については、連絡が取れる、そのところをぜひお願いしたいということがございます。

・あともう一つは、日本語の表示があるけれども、海外のサイトで販売されているようなものについても、こちらの対応が及ぶということも望んでおりますので、ぜひ御対応をお願いしたいと思います。

・以上です。

三上委員長：

・事務局からコメントありますか。

田中課長：

・事務局です。ありがとうございます。

鷲田委員からは、バッテリーの問題というようなところもあるのではないのかというような御指摘でございまして、そこはおっしゃるとおりだと思います。バッテリーについては、P S 対象製品であるものが多いと思いますけれども、例えばポータブル電源とか、そういったものもありますので、我々もいろいろな製品があるということを踏まえて引き続き検討していきたいと考えております。

・あと、増田委員からは連絡窓口の設置です。片岡さんがおっしゃった話と同じような話なのですけれども、大事だという御指摘でございました。それはそのとおりかなと思います。

・あと、西田委員からは効率的にネットパトロールできるようになるのではないかと、そういったことになるといいという御意見だったと思いますけれども、まさに今回提示させていただいた 14、15、16 ページの内容がそ

ういう方向でできれば、いろいろな情報が我々も分かりやすくなりますし、届出事業者の連絡先も今よりも把握ができますので、ネットパトロールもしやすくなるのではないかと考えているところでございます。その結果として、ネットモールで売られている製品については、健全なものが売られるといった形になっていくのではないかと考えております。

・あと、釘宮委員から最後にコメントいただいたものは、連絡が取れるということが大事なので、そういったところもきちんと表示してほしいという御意見でございまして、それについてはそのとおりにかなと思います。

あとは、海外のサイトで販売される場合についても、日本語で書かれていて、でも、よく見ると海外のサイトで販売しているというところも及ぶようにしたほうがいいという御意見だったと思いますけれども、そこは海外の方が日本の消費者に販売しているということであれば、越境供給の対象になるのかなと思いますので、御指摘のとおり、そういった方も対象になるという形で検討を進めていければと思っております。

・私からは以上でございます。

三上委員長：

・ありがとうございました。正木委員、どうぞ御発言ください。

正木委員：

・日本語の表示がある海外のサイトについても、製品安全4法による対応が及ぶことを望んでいるという御指摘はごもっともだと思うのですが、例えば海外の電気屋さんや、海外の百貨店さんがつくっているモールで販売されている製品にP Sマークがついていないと言っても詮ないといえますか、さすがに悉皆で同じようにはなかなかできない。行政ができるということなら執行すればよいのですが、難しいのではないかと思います。だから、当然、今のお話の中にもありましたように、日本で主に展開している日本のモールについては、日本人として安心して買える状態ができるというところが目指すところなのではないかと思いました。

・以上です。

田中課長：

・御指摘はそのとおりにかと思えます。海外のものについても除外しているわけではないという意味では入っているということだと思っておりますけれども、実際、なかなか難しいのはもちろんおっしゃるとおりだと思います。当然、日本で売られているものが、より安心して買えるようになっていく

というのが大事かなというのは御指摘のとおりかと思えます。

三上委員長： ・片岡様、どうぞ。

片岡オブザーバー： ・今の点、海外の言葉で海外向けに販売しているけれども、日本にも送るものは、恐らく本件のターゲットにあまりならないと思うのですが、海外に所在しているけれども、日本人向けに日本語で日本のアプリマーケットにアプリを出しているような海外事業者はいますので、やはりそういうところを何もしないというのはよくないと思っていますので、そういうところはちゃんと執行していただきたいと思っています。

・以上です。

田中課長： ・事務局です。

・日本人向けに日本語で明らかに売っているというものであれば、御指摘のとおり越境供給に該当するのかなと思えますので、そうした中で対応を検討していくということかなと思っています。ありがとうございます。

閉会

三上委員長： それでは、本日も本当に皆様、活発に御議論、貴重な御意見いただきまして誠にありがとうございました。今後、本日の御意見を踏まえて事務局のほうで対応案を詰めていくということになると思います。

・それでは、これで本日の予定の議事は終了したいと思います。最後に、事務局より連絡事項がありましたらお願いいたします。

田中課長： ・今日は本当に活発に御議論いただきましてありがとうございました。本日の検討会の議事の概要でございますけれども、事務局にて作成した上で、委員の皆様方、オブザーバーの皆様方の御確認をいただいた上で、ホームページで公表する予定にしております。御協力をよろしくお願いいたします。

・また、第5回、次回の検討会でございますけれども、5月29日月曜日15時からということで、本日と同様のオンライン開催を予定しているところでございます。第5回につきましては、残りの論点であります子供用製品について議論させていただければと考えております。資料等について

は、また開催が近づきましたら事務局より御連絡をさせていただきたいと思いをします。

・私からは以上です。

三上委員長：

・田中課長、ありがとうございました。それでは、以上をもちまして第4回消費生活用製品の安全確保に向けた検討会を終了いたします。本日は御多忙中のところ御参加いただきまして誠にありがとうございました。

——了——